

(保護者宛通知裏面)

- 1 下記のような状態となった場合には、外出・登校を控え、自宅休養してください。
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - ・上記のような状態となった場合、臨時休業中であっても、必ず学校まで連絡をお願いいたします。

- 2 登校日の出欠の扱いについて
 - ・臨時休業中は、公的な授業日ではありませんので、欠席扱いとはなりません。上記のような状態で、自宅休養が必要と判断した場合には、躊躇なく登校を控えさせてください。

- 3 学校からの配布物等の受け取りについて
 - ・登校日等にお子様が登校できなかった場合、必要な配布物等を取りに来ていただくよう、担任等から依頼される場合がありますので、何とぞご協力ください。

- 4 教職員の勤務について
 - ・教職員につきましては、本人あるいは家族に感染者、あるいは感染が疑われる状態が発生した段階で、出勤停止措置を取ります。
 - ・学級担任が上記に該当する事態となっても、担任外職員で対応いたします。

- 5 今後の動きについて
 - ・新型コロナウイルスの感染状況も刻々と変化しております。裏面のお知らせの内容、及び上記の各事項につきましても、状況に応じて変更する可能性があります。皆様には逐一、メールや学校ホームページでお知らせしますので、ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。